

# 介護保険制度改正のお知らせ

介護保険制度は3年ごとに見直すこととされており、旭川市では、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを対象とした第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

令和3年度からの介護保険制度の改正についてお知らせします。

## 令和3年4月から

### 1 介護保険料について……………23ページ参照

国の制度改正により、第1号被保険者の保険料を決定する際の基準所得金額のうち、第7段階から第9段階のそれぞれの境目となる金額が変更になりました。

※介護保険料基準月額、第7期（平成30年度から令和2年度まで）と同額の6,190円です。

段階	対象（平成30年度から令和2年度まで）	→	対象（令和3年度から令和5年度まで）
第7段階 (基準額×1.30)	本人が 市民税 課税		合計所得が120万円以上 200万円未満の方
第8段階 (基準額×1.50)			合計所得が210万円以上 300万円未満の方
第9段階 (基準額×1.60)			合計所得が320万円以上 400万円未満の方
			本人が 市民税 課税
			合計所得が120万円以上 <b>210万円</b> 未満の方
			合計所得が <b>210万円</b> 以上 <b>320万円</b> 未満の方
			合計所得が <b>320万円</b> 以上 400万円未満の方

## 令和3年8月から

### 2 高額サービス費の支給について……………52・53ページ参照

国の制度改正により、介護サービスの利用者と同一世帯に、課税所得380万円以上の65歳以上の方がいる場合の負担上限額が変わります。

新設	課税所得年間690万円以上の方	140,100円
	課税所得年間380万円以上690万円未満の方	93,000円

### 3 居住費（滞在費）・食費の負担軽減について……………55・56ページ参照

国の制度改正により、介護保険施設入所者やショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費の助成制度が変わります。

#### ● 預貯金要件の見直し

	R3.7月まで	→	見直し後（R3.8月から）
年金収入等80万円以下（第2段階）	単身1,000万円		単身 <b>650万円</b> 夫婦 <b>1,650万円</b>
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）			単身 <b>550万円</b> 夫婦 <b>1,550万円</b>
年金収入等120万円超（第3段階②）	夫婦2,000万円		単身 <b>500万円</b> 夫婦 <b>1,500万円</b>

#### ● 食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→ 見直し後（R3.8月から）	R3.7月まで	→ 見直し後（R3.8月から）
年金収入等80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	<b>600円</b>
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	<b>1,000円</b>
年金収入等120万円超（第3段階②）	650円	<b>1,360円</b>	650円	<b>1,300円</b>

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。